

私立高等学校などの授業料補助制度

町では、私立高等学校などへ通学する生徒の保護者（授業料負担者）の負担を少しでも軽減するため、授業料補助制度を実施しています。

【対象者】 十月一日現在、次の私立学校のいずれかに在籍している生徒の保護者（授業料負担者）で阿久比町に住所がある方

（学校で授業料の納付を全額免除されている生徒や国、県その他の補助制度により授業料負担のない生徒は、町による補助を受けることができません。）

・高等学校（全日制・定時制・通信制課程）

・中等教育学校（後期課程）

・高等専門学校

・専修学校（高等課程）

・愛知朝鮮中高級学校（高級部）

【補助金額】 年額九千円（上限）

【申請期間】 十月一日～三十一日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前八時半～午後五時十五分

【申請方法】 次の書類を学校教育課へ提出してください。

・私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書

・十月一日現在の在学証明書

※ 次の学校には、必要書類を九月末ごろ送付します。その他の学校の生徒については、学校教育課の窓口で必要書類をお受け取りくだ

さい。

【私立高等学校】

愛工大名電高校、

愛産大工業高校、瑞穂高校、亨米

高校、椋山女学園高校、星城高校、

大同高校、中京大中京高校、市邨

高校、名女大高校、日福大学付属

高校、名城大学附属高校、清林館

高校、東邦高校、東海高校、弥富

高校、光ヶ丘女子高校、桜花学園

高校、名古屋工業高校、名古屋工業高

校、滝高校、南山高校、杜若高校、

桜丘高校、誉高校、同朋高校、東

海学園高校、中部第一高校、豊田

大谷高校、啓明学園高校

【私立専修学校高等課程】 あいち

ビジネス専門学校、さつき調理福

祉学院、東海工業専門学校、桐華

家政専門学校、名古屋工学院専門

学校、名古屋情報専門学校、サン

デザイン専門学校、山本学園情報

文化専門学校、安城生活福祉高等

専修学校、西尾高等家政専門学校、

愛知自動車整備専門学校、名古屋

総合美容専門学校、名古屋福祉専

門学校

【問い合わせ先】 学校教育課

☎(48)1111 (内238)

埋蔵文化財講演会 受講者募集

【日 時】 十月十五日(土) 午後一

時半～午後三時

【場 所】 中央公民館三階301号室

【定 員】 七十人(先着順)

【参加費】 無料

【演 題】 「埋蔵文化財を考える」

【講 師】 日本福祉大学知多半島総

合研究所所長 福岡猛志氏

【申込期限】 十月十四日(金)

【申し込み・問い合わせ先】

社会教育課公民館係 ☎(48)1

111 (内260)

FAX(48)6229

電子メール shako@town.aquino.jp

平成二十三年度知多地区 「子育て支援地域交流会」を開催

家庭の教育力、地域の教育力を高

め、社会全体で子どもを「はぐくむ」子

育ての「社会化」を推進するための交

流会を開催します。託児も実施しま

す。詳しくは中央公民館などに設置

のチラシをご覧ください。

【日 時】 十一月二十六日(土)

午後一時から

【場 所】 美浜町総合公園体育館

【内 容】 地域の優良家庭教育推進

組織などの顕彰、家庭教育を考え

る学習会、親子で触れ合う交流会

【講演会】 名古屋唯一のアウトドア

派タレント鉄崎幹人氏による

「命と自然のトークライブ」

【申込期限】 十月二十日(木)

【申し込み・問い合わせ先】

社会教育課 ☎(48)1111

(内262)

第二種電気工事士技能講 座(二回目)受講生を募集

【対 象】 第二種電気工事士の資格

取得を目指す方

【日 時】 十一月十九日(土)と二十

日(日)の二日間。一日目は午前九

時十分～午後四時半、二日目は午

前九時十分～午後二時四十分

【場 所】 県立高浜高等技術専門校

【定 員】 十五人(申込者が定員を

超えた場合は抽選)

【費 用】 受講料二千三百円(テキスト

スト・材料は各自で用意)

【募集期間】 十月三日(月)～二十四

日(月) ※必着

【申込方法】 はがきに講座名・郵便

番号・住所・氏名・生年月日・電

話番号・勤務先名・勤務先電話番

号を記入の上郵送してください。

電子メールで申し込みの場合は、

ホームページをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ先】 県立高

浜高等技術専門校 〒444-1

324 高浜市碧海町4-1-6

☎0566(53)0031

FAX0566(52)4575

HP <http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/>

愛知県最低賃金が改正 されま

す

愛知県最低賃金が十月七日から時

間額七百五十円に改正されます。

特定最低賃金(産業別・七業種)

については、現在改正などのため調

査審議中です。

【問い合わせ先】 半田労働基準監督

署 ☎(21)1030